「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	財務省
重点分野名	国税

|1 手続の概要及び電子化の状況|

① 手続の概要

国税に関する手続については、所得税法、法人税法、消費税法等の各税法において規定され、当該規定に基づき、納税義務者等は、申告、納付、申請・届出等の各行為を行う必要がある。

② 電子化の状況

所得税、法人税、消費税等の申告や申請・届出等の各種手続については、国税電子申告・納税システム(e-Tax)により、インターネット等を利用してオンラインで行うことが可能である。

オンライン利用が可能な申告や申請・届出等の手続は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(オンライン化法)に基づき公表することとされており、平成 27 年度の実績では 434 手続 (40.3%) (注) となっている。

(注) 平成23年度におけるオンライン対象手続は930手続(87.1%)であったが、「新たなオンライン利用に関する計画」(23年8月3日IT戦略本部決定)に基づき、手続の発生頻度等の費用対効果を踏まえ、オンライン対象手続の範囲の大幅な見直しを行っている。

また、納付手続についても、ダイレクト納付(事前に税務署に届出をすることで、e-Taxによる申告書等の提出後、指定した預貯金口座からの振替により電子納税を行う仕組み)やインターネットバンキング等を通じたオンライン納付を行うことが可能である。

なお、主な税目における申告や申請・届出等の手続のオンライン利用率(27年度実績) は次のとおりとなっている。

手続名		オンライン利用率
所得税申告		52. 1%
法人税申告		75. 4% ^(※)
消費税申告	個 人	58. 8%
	法人	73. 4%
申請・届出等		46. 4%
納付		7. 0%

(出所)

- ·申告手続:財務省改善取組計画(26年9月18日策定、28年11月30日改定)
 - (※) なお、国税局調査部所管法人(原則、資本金が1億円以上の法人)について、法人税申告のオンライン利用率は52.1%。
- ・申請・届出等:オンライン化法 10条1項に基づく公表数値により算出。
- ・納付:国税庁調べ(「電子納付件数/(窓口納付件数+電子納付件数)」により算出)

2 削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)

(1) 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-Tax)の利用率 100%

大法人の法人税・消費税の電子申告の義務化については、平成 29 年度に検討を開始 し、早期に結論を得る。その際、大法人の対象範囲について法人税法上の区分を踏まえ て検討するとともに、デジタルファースト原則の下で原則として添付書類も含めて電子 申告を義務化する方向で検討する。

(2) 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-Tax)の利用率 85%以上。 なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(e-Tax) の利用率 100%

中小法人の法人税・消費税の e-Tax の利用率 85%以上という目標達成に向けて、下記の e-Tax の使い勝手改善等の取組を進めるとともに、税理士や未利用者への個別の利用勧奨や関係団体等を通じた利用勧奨、リーフレット等による広報・周知等、e-Tax の普及に向けた取組を一層進める。

また、中小法人の法人税・消費税の e-Tax の利用率の推移等を踏まえ、中小法人の ICT 環境も勘案しつつ、電子申告の義務化も含めた更なる利用率向上のための方策を検討する。

(3) 電子納税の一層の推進

イ e-Tax の申告情報(納付税額等)の自動引継機能の整備【29年6月実施】

インターネットバンキング等を通じたオンライン納付について、ダイレクト納付と同様に、e-Tax による申告情報をシステム上で自動的に引き継ぐ機能を実装し、納付手続の簡便化を図る。

- ロ ダイレクト納付を利用できる預貯金口座の複数登録【30年1月実施予定】 ダイレクト納付において、複数の金融機関の預貯金口座の登録を可能とする。
- ハ ダイレクト納付を利用した予納制度の拡充【制度改正を含め検討】

ダイレクト納付を利用することで、予納を定期に均等額で行うことや任意のタイミングで行うことを可能とするよう検討する。

(4) e-Tax の使い勝手の大幅改善(利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む)

e-Tax 利用者に対して HP 等を通じて e-Tax の操作性等の利用満足度に係るアンケートを実施し、以下の新規施策を含め、e-Tax の使い勝手の検証・改善に取り組む。

イ マイナポータルの利活用の推進

- (イ) マイナポータルから e-Tax へのシームレスな認証連携【29 年 1 月実施】 マイナンバーカードを用いてマイナポータルにログインすることにより、e-Tax 用の ID・PW を入力することなく e-Tax へのログインを可能とする。
- (ロ) マイナポータルの「お知らせ」機能の活用【31年1月以降順次実施に向けて検討】 e-Tax のメッセージボックスに格納している情報(予定納税額や振替納税利用 金融機関名等の申告に関する情報)や各種説明会の開催案内等の情報をマイナポータルの「お知らせ」機能を活用して、他の行政機関の情報と併せて一元的な閲覧を可能とする。

ロ 認証手続等の簡便化

- (イ) マイナポータルから e-Tax へのシームレスな認証連携【29 年 1 月実施】(再掲)
- (ロ) 個人納税者の e-Tax 利用の認証手続の簡便化【31年1月実施予定】

個人納税者がマイナンバーカードに搭載された電子証明書を用いて e-Tax を利用する場合において、ID・PW の入力を省略する。また、マイナンバーカード及び IC カードリーダライタの未取得者を念頭に、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知した ID・PW のみによる e-Tax の利用を可能とする。

(ハ) 法人納税者の e-Tax メッセージボックスの閲覧方法の改善

【30年度実施に向けて検討】

法人納税者が e-Tax を利用する際、経理担当者が申告書等を作成・送信し、給与担当者が従業員の源泉徴収票を作成・送信するなど、部署単位で手続を行っている場合において、現状、メッセージボックスがどの部署でも閲覧可能な状態を改め、部署単位で情報を管理できるようメッセージボックスの閲覧方法の改善を行う。

(二) 法人納税者の e-Tax 利用の電子署名の簡便化【制度改正を含め検討】

法人納税者が e-Tax を利用して申告手続を行う際の電子署名の簡便化策について検討する。

ハ 申告書等の送信手続の利便性向上

(イ) 申告書等の送信容量の拡大【30年度実施に向けて検討】

e-Tax により申告書等(申告書、勘定科目内訳明細書、第三者作成の添付書類等)を送信する場合において、利用実態やシステムのパフォーマンスやディスク容量等の影響も考慮の上、1送信当たりのデータ容量(現状、申告書:1送信当たり10MB、添付書類のイメージデータ:1送信当たり1.5MBの制限)を拡大する。

(ロ) e-Tax ソフトにおける財務諸表の勘定科目設定機能の実装

【30年度実施に向けて検討】

e-Tax ソフトにより財務諸表データを作成する場合に、企業の簡易な操作(国税庁指定の約1,600の勘定科目に関連付け)により、企業が利用している勘定科目名の設定を可能とする。

(参考) 民間ソフトベンダーに対しても、同様の対応が可能となるよう働きかけを行う。

二 e-Tax 利用による手続簡素化(地方税との情報連携施策は後掲)

【31 年度実施に向けて検討】

法人番号の入力により法人名称等の情報を自動反映する機能を e-Tax に実装するなど、e-Tax を利用して申告・申請・届出等の手続を行う場合における事業者の負担感軽減のための施策を検討する。

ホ e-Tax 受付時間の更なる拡大【30 年度実施に向けて検討】

e-Tax の受付時間について、確定申告期間の土日も含む24時間受付及び5月、8月、11月の最終土日の受付(8:30から24:00)など順次拡大を図っているところ、その後の利用状況や利用者ニーズ等を踏まえ、更なる拡大を図る。

(5) 地方税との情報連携の徹底(法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告にお ける共通入力事務の重複排除等)

イ 電子的提出の一元化等

(イ) 地方団体で作成した所得税確定申告書データの引継ぎの推進

【地方団体の理解・協力が前提】

地方税当局の申告相談会場において、申告書作成システムを利用して電子的に作成された所得税及び復興特別所得税申告書等について、e-Tax へのデータによる引継ぎを推進する。 ーワンスオンリー原則ー

(注) 29 年 1 月以降、地方税当局による本人確認を前提として、納税者の電子署名及び電子証

明書を不要とするとともに、自宅等からのe-Taxと同様、第三者作成の添付書類について、 その記載内容を入力することで、当該書類の提出又は提示を省略可能としている。

(ロ) 給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の電子的提出の一元化の推進 29年1月以降、国税当局と地方税当局それぞれに提出している給与・公的年金 等の源泉徴収票及び支払報告書について、eLTAX でのデータの一括作成及び提出 (電子的提出の一元化)を可能としたところ、この取組を推進する。

ーワンスオンリー原則ー

(ハ) 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化 【31 年度実施に向けて検討】

法人納税者が設立又は納税地異動等の際に国税当局と地方税当局それぞれに 提出している各種届出書等について、データの一括作成及び電子的提出の一元化 を可能とする。

(参考)個人納税者の上記同様の手続について、地方税当局のデータ様式の統一化等の検討状況を踏まえ、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう検討する。 ーワンスオンリー原則ー

(二) 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除 【総務省と連携して 31 年度実施に向けて検討】

法人住民税・法人事業税(地方法人二税)の電子申告手続時の複数自治体への申告に共通する事項の重複入力の排除の検討・実現に併せ、総務省と連携して、民間ソフトベンダーへの仕様公開方法の改善や法人税申告情報のインポート機能の実装等を通じて、法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除に向けて取り組む。 ーワンスオンリー原則ー

ロ 国と地方の情報連携等

(イ) e-Tax と eLTAX の仕様の共通化の推進【29 年度以降順次実施】

e-Tax と eLTAX 双方の利便性を向上させるため、民間ソフトベンダーの開発環境を改善する観点から、民間ソフトベンダー各社のニーズ等を踏まえつつ、各仕様の内容及び公開方法の共通化を実施する。

(ロ) e-Tax ソフトと eLTAX ソフト (PCdesk) との連携の推進

【31 年度実施に向けて検討】

上記イ(電子的提出の一元化等)に掲げる開廃業・異動等に係る申請・届出手続など、利用者ニーズの高い手続について、e-Tax と eLTAX 双方のソフト間の連携等を図る。

(6) その他

行政手続部会取りまとめにおいて明記されている施策ではないが、事業者の負担感の 軽減に資するものとして以下の施策にも取り組む。

イ 異動届出書等の提出先の一元化【29年4月実施】

異動前後の所轄税務署に提出が必要とされている異動届出書等について、異動元の 所轄税務署へ提出先を一元化(異動後の所轄税務署への提出を省略)を実施した。

-ワンスオンリー原則-

口 登記事項証明書(商業)の添付省略【29年4月一部実施】

「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」(平成28年10月31日CIO連絡会議決定)に基づき、29年4月以降、法人納税者の開廃業に係る手続において必要とされる「登記事項証明書(商業)」の添付省略を実施した。

また、開廃業時以外の手続についても、このアクションプランに沿って、法務省が 平成 32 年度に構築することとなっている、行政機関に対する登記情報を提供する仕 組を活用することにより、「登記事項証明書(商業)」の添付省略の実施に向けて、関 係省庁と検討を行う。 -ワンスオンリー原則-

ハ 差額課税に係る酒税納税申告書の提出頻度削減【29年4月実施】

「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」に規定する差額課税に係る酒税納税申告書について、都度申告のところを月ごとにまとめて申告することを可能とした。

ニ 印紙税一括納付承認申請の提出頻度削減【制度改正を含め検討】

毎年提出が必要とされる印紙税一括納付承認申請について、承認内容の変更がない 限り、再度の申請を不要とするよう検討する。 - ワンスオンリー原則-

ホ 揮発油税に係る未納税移出・移入の手続の簡素化【制度改正を含め検討】

揮発油等の未納税移出入時に必要な手続について、一定の要件に該当する場合には 移入証明書等の税務署への提出を不要とするよう検討する。

へ 石油ガス税・揮発油税の電子申告対応【31年度実施に向けて検討】

石油ガス税・揮発油税について、電子申告を可能とする。

ーデジタルファースト原則ー

なお、以上の取組の全体を通じて、下記の点に留意が必要。

- ※ システム開発を要する施策については、予算措置が前提となるため、実施時期等に変 更が生じる場合があり得る。
- ※ また、制度改正を含め検討する施策については、制度改正に係る検討や与党との協議 を行う中で、取組内容等に変更が生じる場合があり得る。
- ※ 地方税との情報連携については、地方団体側の理解と協力が必要。

国 税 参考資料 (財務省)

<目次>	
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律・・・・・・・・・	1
国税通則法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令・・	3
and the second s	

〇行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(抄)

(電子情報処理組織による申請等)

- 第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により 書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわら ず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(行政機関等の使用に係 る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る 電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用し て行わせることができる。
- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行 うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行わ れたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子 計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達した ものとみなす。
- 4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等をすることとしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第四条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等 により行うものとして規定した処分通知等に関する法令の規定に規定する書面 等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する法令の規定を適用 する。
- 3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の 使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通 知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、行政機関等は、当該処分通知等に関する他の法令の 規定により署名等をすることとしているものについては、当該法令の規定にか かわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものを もって当該署名等に代えることができる。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

- 第十条 行政機関等(第二条第二号ハに掲げるもの並びに同号ホに掲げる者及び その者の長(次条において「地方公共団体等」という。)を除く。)は、少なく とも毎年度一回、当該行政機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行 うことができる申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信の 技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により 公表するものとする。
- 2 総務大臣は、少なくとも毎年度一回、前項の規定により公表された事項を取りまとめ、その概要について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

〇国税通則法(抄)

(納付の手続)

- 第三十四条 国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書(納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書)を添えて、これを日本銀行(国税の収納を行う代理店を含む。)又はその国税の収納を行う税務署の職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)の定めるところにより証券で納付すること又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること(自動車重量税(自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)第十四条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。)又は登録免許税(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第二十九条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。)の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二(電子情報処理組織による費記等の申請等の場合の納付の特例)に規定する財務省令で定める方法により納付すること)を妨げない。
- 2 印紙で納付すべきものとされている国税は、前項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、その税額に相当する印紙をはることにより納付するものとする。印紙で納付することができるものとされている国税を印紙で納付する場合も、また同様とする。
- 3 物納の許可があつた国税は、第一項の規定にかかわらず、国税に関する法律 の定めるところにより、物納をすることができる。

○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令

第一章 総則

(趣旨)

第一条 国税関係法令に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三条及び第四条の規定に基づき又は準じて、並びに国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十四条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、この省令の定めるところによる。

(定義)

- 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - 一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号) 第二条第一項に規定する電子署名をいう。
 - 二 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録で、次のイからハまでのいずれかに該当するものをいう。
 - イ 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び 第三項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の 規定に基づき登記官が作成したもの
 - ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に基づき地方公共団体情報システム機構が作成したもの
 - ハ イ及び口に掲げるもののほか、これらと同様の機能を有する電磁的記録 として国税庁長官が定めるもの
- 2 前項に規定するもののほか、この省令で使用する用語は、情報通信技術利用 法で使用する用語の例による。

第二章 申請等及び納付手続

(申請等の指定)

第三条 情報通信技術利用法第三条第一項の規定に基づき又は準じて、電子情報 処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表に掲げる法令の規定 に基づき税務署長等(税務署長、国税局長、国税庁長官、徴収職員(国税徴収法 (昭和三十四年法律第百四十七号)第二条第十一号に規定する徴収職員をい う。)、国税不服審判所長、担当審判官又は国税審議会会長をいう。以下同じ。) に対して行われる申請等とする。

(事前届出)

- 第四条 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者又は国税通則法第 三十四条第一項ただし書の規定により第七条第一項に定める方法による国税の 納付(第四項に規定する国税の納付手続により行うものを除く。)を行おうとす る者は、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならない。
 - 一次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 - イ 別表第一号から第五十九号までに掲げる法令の規定に基づき当該申請等を行おうとする者又は当該国税の納付を行おうとする者 氏名(法人については、名称。以下この号及び第四項第一号において同じ。)、住所又は居所及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第四項第一号において同じ。)(法人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所)
 - ロ 別表第六十号から第七十六号までに掲げる法令の規定に基づき当該申請 等を行おうとする者 氏名及び住所又は居所
 - 二 対象とする手続の範囲
 - 三 その他参考となるべき事項
- 2 税務署長は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者(次項に規定する者を除く。)に対し、識別符号及び暗証符号を通知し、前項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。
- 3 税務署長は、第一項の届出が国税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供するプログラムのみを使用して行う国税の納付手続(第七条第一項において「特定納付手続」という。)のみに係るものであるときは、当該届出をした者に対し、識別符号を通知するものとする。
- 4 国税通則法第三十四条第一項ただし書の規定により第七条第一項に定める方法による国税の納付を行おうとする者のうち、第一項の規定により申請等を行うために届出を行おうとする者又は第二項の識別符号及び暗証符号の通知を受けた者で、同項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するもののみを使用して国税の納付手続を行おうとするものは、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならない。
 - 一 氏名、住所又は居所及び法人番号(法人番号を有しない者にあっては、氏名 及び住所又は居所)
 - 二 国税の納付手続に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別及び口座番号
 - 三 その他参考となるべき事項
- 5 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める届出事項に変更が生じるこ

ととなったときは、遅滞なく、その旨を税務署長に届け出なければならない。

- ー 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項
- 二 前項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項
- 6 税務署長は、既に第三項の規定により識別符号の通知を受けている者が、第 一項第二号の届出事項に変更が生じることとなったことにより前項第一号の届 出をした場合には、当該届出をした者に対し、暗証符号を通知し、第一項の申請 等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供する ものとする。
- 7 電子情報処理組織を使用して第一項又は第五項第一号の届出を行う者は、国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、これらの規定により税務署長に届け出なければならないこととされている事項を入力して送信することにより、当該届出を行わなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第五条 電子情報処理組織を使用して申請等(前条第一項、第四項又は第五項の規定による届出を除く。)を行う者は、同条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行わなければならない。ただし、当該電子署名が国税庁長官が定める者に係るものである場合には、当該申請等の情報に当該者に係る電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信することを要しない。
- 2 前項の申請等が行われる場合において、税務署長等は、当該申請等につき規定した法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等(以下この条において「添付書面等」という。)に記載されている事項又は記載すべき事項(以下この項において「記載事項」という。)を次に掲げる方法により送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。
 - 一 当該記載事項を当該申請等に併せて入力して送信する方法
 - 二 当該記載事項をスキャナにより読み取る方法その他の方法により作成した 電磁的記録を当該申請等と併せて送信する方法(前号に掲げる方法につき国 税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。)
- 3 前項の場合において、国税庁長官が定める添付書面等に記載されている事項 又は記載すべき事項を送信するときは、税務署長等は、国税庁長官が定める期 間、当該送信に係る事項の確認のために必要があるときは、当該添付書面等を

提示又は提出させることができる。

- 4 第二項の規定は、申請等を行った者が前項の規定による提示又は提出に応じない場合には、当該提示又は提出に応じない添付書面等については、適用しない。
- 5 第一項の申請等が行われる場合において、添付書面等が登記事項証明書であるときは、税務署長等がこれに代わるべき電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第二条第一項に規定する登記情報の送信を同法第三条第一項の規定による指定を受けた者から受けるのに必要な情報であって、当該者から送信を受けたものを送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。
- 6 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して国税通則法第百二十三条第 一項の証明書の交付を請求する者は、国税通則法施行令(昭和三十七年政令第 百三十五号)第四十二条第一項の手数料のほか送付に要する費用を納付して、 当該証明書の送付を求めることができる。この場合において、当該費用の納付 は、国税局長又は税務署長から得た納付情報により納付する方法によってしな ければならない。

(申請等において氏名等を明らかにする措置)

第六条 情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、 電子情報処理組織を使用して行う申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署 名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は第四条第二項の規 定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うことをいう。

(電子情報処理組織による納付手続)

- 第七条 国税通則法第三十四条第一項ただし書に規定する財務省令で定める方法 は、国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を 備えた電子計算機から、国税通則法第三十四条第一項に規定する納付書に記載 すべきこととされている事項並びに特定納付手続を行う者にあっては識別符号 を、特定納付手続以外の納付手続を行う者にあっては第四条第二項の入出力用 プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて識別符号及び暗証符号 を、それぞれ入力して納付する方法とする。
- 2 前項又は国税通則法第三十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)の規 定により所得税を納付しようとする者であって、所得税法(昭和四十年法律第 三十三号)第二百二十条又は租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十 三号)第二十五条の十の十一第六項若しくは第二十六条の十第一項の規定に該 当するものは、これらの規定に規定する計算書については、第五条の規定によ り申請等を行わなければならない。

第三章 処分通知等

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第八条 情報通信技術利用法第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用 して行うことができる処分通知等は、第五条の規定により電子情報処理組織を 使用して行われた国税通則法第百二十三条第一項及び租税特別措置法(昭和三 十二年法律第二十六号)第九十七条の請求に対してこれらの規定により行う証 明書の交付とする。
- 2 税務署長等は、前項の証明書の交付を行うときは、国税通則法第百二十三条 第一項又は租税特別措置法第九十七条に規定する証明書に記載すべきこととさ れている事項を国税庁の使用に係る電子計算機から入力し、その入力した情報 に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを国税庁の 使用に係る電子計算機に備えられたファイルに、当該証明書の交付を受ける者 が入手可能な状態で記録しなければならない。

(処分通知等において氏名等を明らかにする措置)

第九条 国税通則法第百二十三条第一項及び租税特別措置法第九十七条の規定に 基づく処分通知等において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであっ て、情報通信技術利用法第四条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電 子情報処理組織を使用して行う処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子 署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて国税庁の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルに記録することをいう。

第四章 雑則

(手続の細目)

第十条 この省令に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

〇法人税法(抄)

(内国普通法人等の設立の届出)

- 第百四十八条 新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその設立の時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地(連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。第一号において同じ。)の所轄税務署長に提出しなければならない。
 - ー その納税地

- 二 その事業の目的
- 三 その設立の日
- 2 第四条の七(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人に係 る前項の規定の適用については、同項中「協同組合等」とあるのは「協同組合等 (法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務 を主宰する受託者(以下この項において「主宰受託者」という。)以外の受託者 を除く。)」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人 課税信託の名称(その法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託 者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所 在地若しくは住所若しくは居所を含む。)」とする。